

## 利用者のために

### 1 調査の目的

林業組織経営体経営調査（以下「調査」という。）は、会社組織の林業サービス事業体等（以下「林業事業体」という。）の経営実態を把握し、林業事業体の育成、林業労働者の就業改善等の林業施策に必要な資料を作成することを目的とする。

### 2 調査の根拠

調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく総務大臣の承認を受けた承認統計調査として実施した。

### 3 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

### 4 調査の対象

調査の対象は全国の林業事業体とした。

本調査における「林業事業体」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当する会社組織の事業体とし、会社の支社、出張所、支店等についてもそれぞれ1つの事業体とした。

- (1) 育林サービス（林家等から育林作業（植林・下刈り等）を請負う事業）
- (2) 素材生産（林家から立木を購入し伐採後、販売する事業）
- (3) 素材生産サービス（林家等からの請負により伐採・運材を行う事業）

### 5 調査の実施と取りまとめ方法

#### (1) 調査客体（標本）の選定

母集団を経営形態別都道府県別の階層に区分し、階層別に標本数を定めて全体で290の調査客体を選定した。経営形態別区分は、「育林・素材生産会社」と「素材生産会社」の2つの区分とし、「育林・素材生産会社」は、育林サービスのみを行う会社や、育林サービスに加え素材生産、素材生産サービスを行う会社、「素材生産会社」は、育林サービスを行わず素材生産と素材生産サービス的一方もしくは両方を行う会社とした。選定は、2000年世界農林業センサス（以下「センサス」という。）結果による林業サービス事業体のうち、会社組織の事業体（2,074事業体）から以下の手順で行った。

ア センサス結果による2,074事業体を経営形態別に「育林・素材生産会社（1,248）」と「素材生産会社（826）」に区分し、それぞれの事業体数に比例して総標本数を経営形態別に配分した。

イ 経営形態別に配分した標本数を都道府県別の経営形態別事業体数に比例して都道府県別にそれぞれ配分した。

なお、標本の配分に当たっては、標本が配分される都道府県の最低標本数を合わせて5事業体とすることを原則とした。

ウ 階層別にセンサス結果において調査対象に該当した会社組織の事業体を請負料金収入区分の小さい方から順に配列した名簿を作成し、系統抽出法により調査客体を選定した。

## (2) 調査対象期間

本調査は、平成16年4月1日から17年3月31日までの間に決算が到来した調査客体の決算日前1年間を調査対象期間とした。

## (3) 調査事項

従業員の状況、林業用機械の使用状況（自家山林で使用した場合を除く。）、請負面積及び素材生産量の状況、財産及び損益の状況を調査した。

## (4) 調査方法

調査客体による調査票への記入及び職員の面接により調査した。

## (5) 調査結果の集計方法

### ア 集計対象

調査対象期間中に当該事業を休廃業した客体及び調査拒否等により調査を中止した客体以外の調査客体を集計対象客体とした。

### イ 推定式

経営形態別、従業員規模別及び広域流域別は単純平均により算出した。経営形態別を統合した全国1林業事業体当たりの平均値は、センサス結果の階層別事業体数を用いて、次のように算出した。

$$\bar{\chi} = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{N} \cdot \frac{1}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} \chi_{ij}$$

$\chi$  =  $\chi$ の全国1林業事業体当たり平均値

$N$  = 調査対象林業事業体数（センサス結果）

$N_i$  =  $i$ 番目の階層の林業事業体数（センサス結果）

$L$  = 階層の数

$n_i$  = 集計に用いた  $i$ 番目の階層の標本数

$\chi_{ij}$  = 集計に用いた  $i$ 番目の階層の  $j$ 番目の標本の  $\chi$ の値

## (6) 統計表の表章

### ア 全国

全国1林業事業体当たりの平均を平成12年度から16年度までの5年間について表示した。

## イ 経営形態別

「育林・素材生産会社」と「素材生産会社」を表示した。

## ウ 従業員規模別

雇用している従業員数により区分し、表示した。また、それぞれ経営形態別についても表示した。

なお、集計数が3事業体以上ある従業員規模経営形態のみ表示した。

## エ 広域流域別

次の広域流域別に表示した。

広域流域とは「森林法」（昭和26年法律第249号）第7条において農林水産大臣が定める流域別の都道府県の区域をいい、森林の有する木材等生産、水源のかん養、山地災害の防止等の機能が高度に発揮されるよう森林の流域管理の一層の徹底を図るため、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案し全国森林計画区を44の流域に定めたものである。

広域流域の包括される区域については、参考1「森林計画区別包括区域（全国森林計画）」を参照されたい。

なお、広域流域別の表章については、集計数が3事業体以上ある広域流域のみ表示した。

全国森林計画広域流域（集計数が3事業体以上ある広域流域）

広域流域名			広域流域名			広域流域名											
天	塩	川	阿	武	隈	川	熊	野	川								
石	狩	川	阿	賀	野	川	高	梁	・	吉	井	川					
網	走	・	湧	別	川	信	濃	川	円	山	・	千	代	川			
十	勝	・	釧	路	川	那	珂	川	江	の	川						
沙	流	川	利	根	川	川	芦	田	・	佐	波	川					
渡	島	・	尻	別	川	相	模	川	物	部	・	四	万	十	川		
岩	木	川	富	士	川	川	遠	賀	・	大	野	川					
馬	淵	川	天	竜	川	川	菊	池	・	球	磨	川					
閉	伊	川	神	通	・	庄	川	大	淀	川							
北	上	川	九	頭	竜	川	川	川	内	・	肝	属	川				
米	代	・	雄	物	川	川	木	曾	川								
最	上	川	川	宮	川	川											

## 6 統計項目の説明

### (1) 従業員の状況

#### ア 男女別従業員数及び社会保険等加入者数

調査客体である会社に勤務する従業員（職員及び作業員）の雇用・就業の状況について計上した。

なお、役員（事業主を除く。）であっても一定の事務又は作業に従事した者は、従業員に含めて計上した。

また、事務系従業員とは主として事務に従事した者をいい、現場系従業員とは主として育林、素材生産等の現場作業に従事した者をいう。

(ア) 男女別従業員数

男女別の従業員数と、そのうち通年雇用(1年を通して雇用される者)されている従業員数を計上した。

また、従業員のうち、育林・素材生産に従事している従業員を男女別に計上した。

(イ) 社会保険等加入状況

従業員の社会保険等への加入人数を計上した。

なお、社会保険等の区分及び内容は、次のとおりである。

a 労災保険

労働者の業務災害による死傷病に対する保険制度をいう。

b 雇用保険

失業給付(労働者が失業した場合にその生活の一定期間を補償する給付)などの保険制度をいう。

c 健康保険

疾病、障害などが発生したとき、その治療や休業による所得の中断、減少を補償する社会保険(職域保険)をいう。

d 厚生年金

事業所で働く人に適用される年金制度のことで、老齢給付、障害給付、遺族給付をいう。

e 退職金共済

林業退職金共済制度をいう。

イ 年齢別従業員数(現場系従業員男女計)

現場系従業員について、会社の決算期間の期首時点における満年齢により、29歳以下、30~39、40~49、50~59、60歳以上の年齢階層に区分し、計とそのうちの通年雇用について計上した。

また、現場系従業員のうち、育林・素材生産に従事した従業員の年齢階層別従事者数を計上した。

(2) 業種別就業日数

決算期間の一年間における業種別(育林、素材生産、木材・木製品製造、その他)の就業延べ日数を計上した。

ただし、素材生産から製材までの一貫経営を行っている場合は、伐採から搬出までの就業日数を素材生産就業日数に、製材等の加工の就業日数は木材・木製品製造就業日数にそれぞれ計上した。

(3) 林業用機械の使用状況

林業事業体が請負で使用した林業用機械の台数と使用日数(8時間を1日として換算)を計上した。

## (4) 作業別請負面積及び素材生産量の状況

## ア 植林面積及び保育面積

林業事業体で請負により植林又は保育（下刈り、枝打ち、除間伐等）作業を実施した面積である。

また、除間伐等には、下刈り、枝打ち以外の除伐、間伐、つる切り、雪起こし等の保育作業の面積を計上した。

## イ 請負による素材生産量

林業事業体で請負による素材生産量について、計とそのうちの主伐による生産量、主な樹種別〔針葉樹（すぎ、ひのき、その他）、広葉樹〕に計上した。

ただし、自家山林の素材生産量は除いた。

## ウ 立木買いによる素材販売量

林業事業体で立木買いによる素材販売量について、計とそのうちの主伐による生産量、主な樹種別〔針葉樹（すぎ、ひのき、その他）、広葉樹〕に計上した。

## (5) 財産の状況（貸借対照表）

調査客体が作成している貸借対照表の勘定科目の組替えにより、資産、負債及び資本を計上した。

なお、資産、負債及び資本の内容については、参考2「財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲」を参照されたい。

## ア 資産計＝流動資産計＋固定資産計＋繰延資産

## イ 負債計＝流動負債計＋固定負債計

## ウ 資本計＝資本金＋その他資本額

## (6) 損益の状況（損益計算書）

調査客体が作成している損益計算書又は総勘定元帳の勘定科目の組替えにより、収益及び損益を計上した。

また、本調査においては林業事業営業部門の損益を算出することとしているため、調査客体の作成している損益計算書において林業事業営業収益及び費用が分離されていない場合（例えば、素材生産から製材までの一貫経営を行っている場合）には、収益及び費用の各勘定科目について、林業事業営業部門と林業事業外営業部門とに分離し、計上した。

なお、収益及び費用の内訳については、参考2「財産及び損益の状況に関する調査項目の内容及び範囲」を参照されたい。

## ア 林業事業営業収益計＝請負収入＋立木買い収入

## イ 林業事業営業費用計＝売上原価＋販売費及び一般管理費

## ウ 林業事業営業利益＝林業事業営業収益計－林業事業営業費用計

## エ 営業収益＝林業事業営業収益計＋林業事業外営業収益

## オ 営業費用＝林業事業営業費用計＋林業事業外営業費用

## カ 営業利益＝営業収益－営業費用

## キ 収益合計＝営業収益＋営業外収益

- ク 費用合計＝営業費用＋営業外費用  
 ケ 経常利益＝収益合計－費用合計  
 コ 税引前当期利益＝経常利益＋特別利益－特別損失  
 サ 当期利益＝税引前当期利益－法人税等引当額

## 7 実績精度

全国1事業体当たり平均の主要項目の標準誤差率（＝標準誤差÷推定値）は、次のとおりである。

単位：％

区 分	林 業 事 業 体		
		育林・素材生産会社	素 材 生 産 会 社
林業事業営業収益	7.8	10.4	9.8
林業事業営業費用	7.3	9.8	9.4
林業事業営業利益	30.8	39.8	48.2

注：営業利益はいずれも負になったので、標準誤差率を求める際の推定値は推定値の絶対値を用いた。

## 8 利用上の注意

- (1) 集計事業体数は、育林・素材生産会社179、素材生産会社99である。
- (2) 統計表中の計と内訳の積み上げ値とは、単位未満を四捨五入したため一致しない場合がある。
- (3) 統計表に使用した記号は、次のとおりである。
  - 「－」：事実のないもの
  - 「0」及び「0.0」：単位に満たないもの
  - 「△」：負数又は減少したもの

本書についての問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課 林業・漁業経営統計班

電話(03)3502-8111 内線 2756

直通(03)3502-0954